

高岡市高齢者保健福祉計画・高岡市介護保険事業計画(素案)に対するご意見と対応について

高岡市高齢者保健福祉計画・高岡市介護保険事業計画(素案)について、パブリックコメントを行い、次のとおり計画最終案に反映しました。

1 意見募集の結果

(1)意見募集期間 令和2年12月25日(金)から令和3年1月22日(金)まで

(2)意見数 30件(③を除く)

(3)計画への反映概要

①ご意見の考え方を踏まえ、計画に反映したもの	26件
②個別具体的な意見であり、事業実施の際の参考とするもの	4件
③質問・感想等	12件
④反映しないもの	0件

2 ご意見概要

(1)ご意見の考え方を踏まえ、計画に反映したもの 26件

	意見者	ご意見	対応概要	該当頁
1	個人	「地域のひと」を自主的、自発的に動いていただけるようにすることが、基本方針の最大の課題であり、「専門職」「行政」よりも重視する位置付けを与えておくことが必要ではないか。	「サポート体制を一層強化するため、第7期計画から進める「地域で支える人づくり」を継続し、一人ひとりの市民、事業者の個性や能力といった「ひとの力」を引き出す。」に修正。	20
2	地域包括	「インセンティブ」とは何か示してほしい。	注釈に説明「インセンティブ やる気を起こし、継続できるような刺激や動機付け」を追記。	22
3	介護支援事業者部会	町内単位や地域単位で、介護予防や認知症の啓蒙活動をされるが、町内や地域のリーダーが高齢となり、他の人にバトンタッチができず、困っていることを相談するところもなく困っていると聞く。また、新型コロナ対策も考えなくてはいけない。もっと現実味の計画を目指してほしい。	地域の担い手不足は市も認識しており、事業の見直しを含めて他課とも連携しながら、地域の方と一緒に解決に向けて取り組んでいきたい。	22, 47
4	地域包括、介護支援事業者部会	介護予防活動の情報交換を行う場があればよい。また活動を継続している団体の紹介を兼ねた表彰をしてはどうか。	「通いの場のお世話役の方の情報交換の場づくりや継続している団体の紹介等を行う。」を追記。	22, 47
5	地域包括、介護支援事業者部会	「通いの場」は重要ではあるが、コロナ禍でもあり、集まる＝リスクが高まる行動である。コロナ禍でも切れ目なく、地域への意識づけを行うにはどうするかも課題ではないか。 通いの場には閉じこもり、歩行困難、認知症、外出自粛中などの理由で参加できない現状がある。 出て来られない、集まらない際の施策を充実させる必要があるのではないか。	コロナ禍でも切れ目なく、地域への意識づけを行うため、また、通いの場に参加を希望されていない方たちへの対応については、計画素案に記載のとおり、自宅でも取り組めるようケーブルテレビやSNS等を活用した、新たな介護予防策の検討や実践事例集の作成を行う予定。また、「閉じこもりや認知症状等により参加が難しい高齢者に対しては、高齢者の状況把握を目的とした訪問等の機会を捉え、状態に応じた介護予防方法に関する情報提供を行う。」ことを追記し、取り組む予定。	22, 47
6	地域包括	図中、「デイサービス」を「通所型サービスA、介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション」と記載した方がいいのではないか。	「デイサービス」を「通所(型)サービス(短期集中予防サービスを除く)」に修正。	23

	意見者	ご意見	対応概要	該当頁
7	地域包括	短期集中予防サービス（通所型サービスC：すこやか運動教室）の対象者を発見するために、特定の年齢の人に基本チェックリストやフレイルテスト等を実施したり、免許返納者への参加奨励といった虚弱な高齢者を早期に発見できる工夫をしてほしい。	市では、これまで介護認定を受けていない80歳の高齢者を全数訪問し、問診の中で基本チェックリストを実施し、支援が必要な方については関係機関やサービスにつなぐ取り組みを実施してきた。今後は、フレイルや認知症の疑いのある方をより早期に発見し、早期に対応するため77歳での訪問を予定している。また、運転免許証を自主返納され、地域での支援を希望する方については、今後も地域包括支援センターと連携した支援を継続していく予定。	23
8	地域包括	認知症サポーターステップアップ講座についての記載をまとめては。	記載項目をまとめ、文書を並び替えた。	24, 66
9	地域包括	認知症パートナー宣言は具体的にどのような企業に与えられるのか。	「認知症サポーター養成講座を受講し、地域の高齢者の見守り等、認知症に関する取組を実施している民間事業所等を「認知症パートナー宣言」（仮称）事業所として」に修正。	24, 66
10	地域包括	認知症の早期発見につなげる為に医師会と問診票などを検討し、訪問などの際に活用しては。	認知症は早期の段階で発見し、適切な支援や早期治療につなげることで認知症の人もその家族も心理的ストレスが軽減され、症状を軽減したり進行を予防できる可能性がある。このため、困りごとに寄り添い丁寧な問診を行うために、現在、早期発見のための問診票を関係機関と検討しており、今後訪問等で活用予定。	24, 69
11	地域包括、 介護支援事 業者部会	縦割りでなく、横のつながりを持ち、1ヶ所の窓口で相談・対応できる体制を作ってほしい。 マルチアクセス型の相談体制とは。 多問題ケースの解決のため、高齢介護課、社会福祉課（生保・障害）横の連携をとれる体制づくりが必要ではないか。	相談・支援体制の強化について文言を 「・市をはじめ地域包括支援センター等の相談窓口において、同居家族の引きこもりや世帯の生活困窮等、属性、世代、内容に関わらず、相談を「丸ごと」受け止める相談体制を整備する。 ・複雑化・複合化したケースについては、市の関係課が横断的に、解決すべき課題の整理、支援の方向性等の対応を協議し、関係機関と調整の上、必要な制度や地域資源を活用した支援を行う等、包括的な支援体制の強化に努めていく。」に修正。	36, 55
12	介護支援事 業者部会	「住民有志による健康づくり…参加したい又は参加しても良い」の回答した市民が26.8%から30.4%に増加と記載されているが、一方で、残りの70%弱の方は参加を希望されていないということになり、その方たちに対しての声がけなどどのように考えているのか。	通いの場に参加を希望されていない方たちへの対応については、計画素案に記載のとおり、自宅でも取り組めるようケーブルテレビやSNS等を活用した、新たな介護予防策の検討や実践事例集の作成を行う予定。また、「閉じこもりや認知症状等により参加が難しい高齢者に対しては、高齢者の状況把握を目的とした訪問等の機会を捉え、状態に応じた介護予防方法に関する情報提供を行う。」ことを追記し、取り組む予定。	22, 37, 47
13	地域包括、 介護支援事 業者部会	地域住民に会議の内容の報告はあるのか。 地域課題がどのように施策に活かされているのか、ケアマネジャーや住民に向けて情報提供があるとよい。	会議では、各単位での地域課題や課題の解決策等が話し合われる。 ケアマネジャーや、地域住民が集まる機会などを活用し情報発信に努める。	37～39

	意見者	ご意見	対応概要	該当頁
14	介護支援事業者部会	あつまり福祉ネット⇒高岡市地域ケア推進会議について ここ最近の傾向だと、問題を抱える世帯に対し、住民で一度受け止めることをせず、早期に専門家に相談等が行われるケースがかなり多いのではないかと。「住民が支え合う地域づくり」の表をみても、課題の進行方向が一方的であるように思える。逆方向の支援も考慮に入れていただきたい。現状、問題の抱える高齢者は、家族をはじめ、地域での関わりも薄く、元々の関係性が希薄で、他者をなかなか受け入れない土壌もある。その方々を専門家として地域にどう結び付けていくかは、逆方向の支援だと考える。	介護保険制度が住民に浸透していく一方で、地域住民同士の「互助」の支え合いが薄れてきている現状がある。そのため、地域の課題は地域で考え解決するために市内11ある地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、生活支援コーディネーターを補完する役割として協議体を設立し、地域の特徴や課題について各種関係団体が共有し、特徴を生かす取り組みや課題を解決する手立てを考えている。	37～39
15	地域包括	一人暮らし登録をしている方で、ケアネット活動などで対応する場合、対応方法を検討する必要があるのではないかと。	今後、担い手として若い世代や地域で活躍する団体、商店や企業等の多様な主体に働きかけが必要と考えている。	40
16	介護支援事業者部会	介護保険のサービスだけでは支援に限りがある為、地域の実情に応じた社会資源の開発（日常生活支援の担い手の育成、地域住民による支え合い体制の充実等）や仕組みづくりが必要であると思うが、「地域に企画・運営する人材（お世話役）がいない」中、どこまで実現が可能なのか。目標指数、主な取り組みの内容がよく分からない。	今後、青壮年期（15歳以上）を含め、より多くの地域住民が地域活動に関心を持ち、積極的に参加できるよう支援していく。そのため、地域を支える人づくりの促進の目標指数は、市の青壮年期以降の人口に、先進市を参考とした登録割合（例：ポイント制など）を乗じた。 主な取り組み内容は、介護予防活動やボランティア活動に参加した場合にインセンティブを付与することで、これまで介護予防活動の参加や運営に無関心だった層にやる気を起こさせ、また、すでに参加・運営している方へのやる気を継続させる仕組みとしていきたい。	42
17	介護支援事業者部会	シルバー人材センターの人的確保は必要。除雪・草むしりなど、従来利用していた高齢者も若年層も含め、一般の方が現在断られていると伺っている。登録の呼びかけを推進していただきたい。	高岡市シルバー人材センターは、センター利用者の利便性の向上を図るため、令和元年8月から、事務所をふれあい福祉センターの2階から1階へ移転するとともに、友達紹介キャンペーンなどによる入会促進の取組みにより、2年連続で会員数が増加するなど、会員の確保に努めているところである。 高齢者の就業機会の確保、能力と経験を生かした社会参加の促進を図ることは、高齢者の生きがいづくりや健康増進に高い効果が期待できることから、本市としては、シルバー人材センターの事業活動を引き続き支援してまいりたいと考えている。	45
18	介護支援事業者部会	「地域ケア個別会議（自立支援会議）」は、要支援者等ほぼ自立した方がサービスなど利用されており、ほぼ自立の方が多いと思われる中で、自立支援に対してケアマネジメントの資質向上および地域課題の発見・解決、地域資源の開発等へと繋げていくと記載されているが、そのような考えでよいのか。	介護予防のための地域ケア個別会議は、厚生労働省では、自立支援・介護予防の観点を踏まえて実施することから、主な対象者は「総合事業のサービス事業対象者」や「要支援者」を想定している。 本人の「したい暮らし」の実現のためには、サービスの利用のみならず、本人の心身の状態、家族や友人・近所付き合い、住まいやお金のこと等々、多角的な検討が必要であり、サービス提供者以外の多職種の視点も必要となってくると思われる。実際の会議では、サービスを利用し安定している方に対しては、「できていること」に対して、可能な限り「続けられる」ための助言や「できそうなこと」に対して、「できるようになる」ための支援について、本人の動作面、環境面から助言をいただいていることから、現在の対象者で、自立支援に資するケアマネジメントの資質向上、地域課題の発見・解決の一助になりうると考えている。	52

	意見者	ご意見	対応概要	該当頁
19	介護支援事業者部会	高岡市の基幹型の地域包括支援センターとはどのようなものか。	現在、高岡市には、基幹型地域包括支援センターは設置していない。基幹型地域包括支援センターの本来の役割は、センター業務の調整の会議や職員の資質向上のための研修会の開催や増加する困難事例対応の後方支援である。まずは、直面する複雑化・複合化した課題に対し、市をはじめ地域包括支援センター等の相談窓口において、同居家族の引きこもりや世帯の生活困窮等、属性、世代、内容に関わらず、相談を「丸ごと」受け止める体制を整備していく。また、庁内関係課が横断的に、解決すべき課題の整理、支援の方向性等の対応を協議し、関係機関と調整の上、必要な制度や地域資源を活用した支援を行う等、包括的な支援体制の強化に努めていく。	55
20	介護支援事業者部会	「共生」について 認知症の人が暮らしやすい地域づくり 「1人暮らし（高齢者・障害者）見守り隊」「認知症の家族見守り隊」を地域の中に作ってどうかと提案する。 「子ども見守り隊」は定着している。孤立を防ぎ、コミュニティに巻き込むために、「子ども見守り隊」と兼ねればよいと思う。	これまで各々の役割のもとで行われていた見守り活動について、地域住民や地区社協、民生委員等が連携し、一体的に行われるような仕組みづくりを関係機関や他課と協議・検討し、地域での見守り支援体制を整備する。	66
21	個人	特別老人ホームを増やしてほしい。 御旅屋セリオや廃校にする小中学校を全て老人ホームにしてほしい。	特別養護老人ホームなどの介護保険施設については、利用者が求めるサービスや必要なサービス量等を踏まえ、整備を行うこととする。 高齢者が安心して暮らしていくために、高齢者の生活のニーズに応じた住まいの供給・確保に努める。	62, 76
22	介護支援事業者部会	労働人材の低下に対する施策は急務である。新型コロナウイルス感染症の流行やニーズの増加、人材不足に伴い、訪問介護（ホームヘルパー）の手配が難しくなっている。地域密着型サービスの設置計画も重要であるが、状況や支援内容によって対応が難しい場合があるので、適宜居宅サービスの整備もお願いしたい。	居宅サービスについては、県が指定を行っており、整備数の規制は特になく、指定基準に合致していれば指定されることとなる。 市としては、人材確保の面から取組を進め、居宅サービスの充実につなげていきたい。	73, 86
23	個人	在宅での医療や生活を支えるため、看護小規模多機能型居宅介護を整備すべきでは。 地域にとって必要性が高く、かつコスト的にも育成の価値があるサービスを取捨選択して充実を図っていくべきでは。	第8期計画で「看護小規模多機能型居宅介護」を整備予定。 地域密着型サービス設置の考え方を記載。	75, 77
24	介護支援事業者部会	現状において「新規申請及び区分変更申請における認定調査は、保険者が原則として直営で実施している」となっているが、以前より区分変更申請は指定居宅事業所等に依頼がきている。緊急時や状況によっては対応する必要があると思うが、記載の通り原則保険者対応とした方が良いのではないかと。	「新規申請及び区分変更申請における認定調査は、保険者が原則として直営で実施している。更新申請に係るものは、指定居宅介護支援事業所等に委託している」を「新規申請については、市の調査員が実施し、更新申請・区分変更申請については、市の調査員のほか、指定居宅介護支援事業所等へ委託し実施している。」に修正。	81
25	介護支援事業者部会	地域包括支援センターの「個々のケアマネジャーに対し、後方支援」とは具体的に何か。	「個々のケアマネジャーに対し、同行訪問やサービス担当者会議開催支援を行う等、後方的支援を実施する」に修正。	82
26	介護支援事業者部会	ケアマネジャーは処遇改善加算がつかない為、キャリアアップにはなっていないのが現状。他、魅力がないのか？なり手がいない。今後ケアマネジャーの人材不足が懸念される。制度の要であるケアマネジャーの質の確保の為、ケアマネジャーの魅力PRもお願いしたい。	ケアマネジャーも含めた、福祉・介護職の魅力発信に努めてまいりたい。	86, 87

(2)個別具体的な意見であり、事業実施の際の参考とするもの 4件

	意見者	ご意見	対応概要	該当頁
1	地域包括	活動の担い手や協力者不足等、人づくりに関する解決策を盛り込む必要があるのではないか。	地域での活動の担い手は、行政等が依頼する事業目的に応じた役割を担っていたしており、いくつもの役割を兼任されている方も多いという現状を把握している。今後、地域活動の現状を把握し、活動しやすい体制づくりに努めてまいりたい。 また、地域福祉の担い手として、若い世代や地域で活躍する団体、商店や企業等の多様な主体に働きかけてまいりたい。	22, 47
2	地域包括	認知症サポーターステップアップ講座受講前に、できそうだと思うこと等アンケートをとり、意識づけをした上で受講してもらう必要がある。	受講者に対し、希望する活動内容などについて事前にアンケートを行い、受講後の活動の実践につながるよう意識づけを行い、講座を実施していく。	24, 66
3	地域包括	地域の見守り協定に民間企業などの協力が必要ではないか。	地域の高齢者の見守りなど、認知症に関する取組を実施している民間事業所等である「認知症パートナー宣言」（仮称）事業所（P 24、66）の協力も検討していく。	40
4	介護支援事業者部会	「緊急通報装置設置事業」については、顔の見えるオンラインシステムなども利用できるとうい。	顔の見えるオンラインシステムの有無も含め、システムの内容や必要性、活用性等検討していく。	41

(3) 質問・感想等 12件

	意見者	ご意見	対応概要	該当頁
1	個人	施設サービスについて、おおむね7期計画にしたがって横ばいとなっている部分も大きい「一方、施設サービスについては、おおむね計画のとおり、ほぼ横ばいで～」と記載してはいかがが。	第7期計画では医療療養病床からの転換意向が少なく、介護医療院の利用が進まなかった。	13
2	介護支援事業者部会	訪問介護の介護報酬の見直しや訪問介護事業所への支援を熱く希望する。訪問介護員の高齢化、人材不足など拍車をかけている。訪問介護は、専門職で高いスキルが求められるが、生活支援を行う職員の段階をさらに勧め、参入しやすい様に体制を強化していただきたい。	介護報酬および「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等」については、厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分科会において3年に1度見直しが行われている。 市としては全国市長会を通じて、地域やサービスの実態に即し、適切な報酬の評価・設定を行うことなどを国に要請している。また、持続可能な介護保険制度の確立を図るようあわせて要請している。	14
3	介護支援事業者部会	「ひとをつくり、ひとの力をつなぎ 地域包括ケアシステムを推進する地域力を高める」という基本方針で、介護施設、サービス事業所等専門職も地域包括ケアシステムを支える大切な人だと思ふ。	参考意見	19
4	介護支援事業者部会	「地域福祉コーディネーター」、「生活支援コーディネーター」とはどこに配置されているのか。	「生活支援コーディネーター」は市内11ある地域包括支援センターに配置されている。「地域福祉コーディネーター」は、あつまり福祉ネットを基盤としたおおむね小学校区の各エリアに配置されている。	38
5	介護支援事業者部会	地域資源は実際増えているのか？情報発信をもっとしてほしい。 高齢者社会に向けて社会がどのようにとらえているのか実働の部分を知りたい。	地域資源は、市内11の地域包括支援センターが発行している暮らしの情報誌において、地域で開催されている通いの場・介護予防教室の活動資源、その他高齢者支援に関する内容（生活支援サービス、医療機関、緊急避難場所など）の情報を発信している。	42
6	介護支援事業者部会	住民の立場に立ってみると、包括が普段どんな仕事をしているか、その業務内容が多岐にわたるようになり、逆にとても見えにくくなっている気がする。包括の実際の業務、地域ケア会議の効果、各教室の様子など、報告の場や書面があっても良いように思う。	参考意見	54
7	介護支援事業者部会	安心して暮らすための環境づくりについて 「家賃債務保証制度」を、高齢者の福祉サービス利用、特に施設、有料老人ホーム、グループホーム等の入居にも利用できないか。 在宅サービスでさえ、連帯保証人を求める施設もまだまだあり、施設入所のための後見人申し立ても多く、認知症がないとまず利用できない。身寄りのない、または独居で身寄りも高齢、関係が希薄で頼めないなど事情がある方も多く、その方々に優しい施策の設立を求めたい。	「家賃債務保証制度」については、各施設等を運営する法人において導入を検討していただくものであるが、内容の周知に努めてまいりたい。 成年後見制度利用に関する普及・啓発を図り、本人が判断能力があるうちに任意後見制度の利用につなげていきたい。	62, 63, 72

	意見者	ご意見	対応概要	該当頁
8	個人	「有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が介護ニーズの受け皿としての役割を果たせるよう、未届けの有料老人ホームを確認した場合は、積極的に県に情報提供し、適確な指導監督を行うことによって、提供されるサービス内容の質の確保を図る。」 「現在の派遣先として・・・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅については通所介護や訪問介護などの外部サービスを利用しているケースも多く、責任の所在が不明確になりがちであることから、介護保険外のサービスを提供する施設等まで派遣を拡大する。」 については、時代やサービス環境、様々な関係事業者の活動の変化を捉えて対応されようとする、大変適確な取り組みの視点と考える。	参考意見	62, 84
9	個人	「要介護認定の適正化」については、これまでも努めてこられたところですが、引き続き「平準化」等の観点から、ご努力をお願いいたします。	参考意見	81
10	介護支援事業者部会	居宅支援相談業務を担う、ケアマネ業務のさらに質の向上を図るために福祉制度を学びとする為に、定期的に県、市町村に（短期間）出向し、社会福祉全般を学び、相談業務の質の向上を図ることを提案する。 障害、生活困難等、多種多様な課題が在宅にあり、さらなる質の向上を図ることが必要であると思う。	社会福祉全般を学び、相談業務の質の向上を図ることにつきまして①介護支援専門員として専門技能の研鑽・資質の向上②多職種連携を図り、質の高いケアマネジメントの実践を行うことを目的として介護支援事業者部会において研修会を開催している。 また、障害、生活困難等多種多様な課題については専門的知識の向上を図るため、研修会等を開催していくことが重要であると考えている。	82
11	介護支援事業者部会	団塊の世代が75歳以上となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向け、地域包括システムの推進や地域を支える人づくり取り組み、皆がいきいきと助け合いながら暮らし続けることが出来る地域共生社会の実現を目指し、居宅介護支援事業所も貢献していきたい。	参考意見	—
12	介護支援事業者部会	高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画の内容自体には、特に意見はないが、異例とも言えるコロナ禍や豪雪により、外出制限によるフレイルの増加・認知症の進行・鬱症状発生が増えているように感じられる。 大きく振り分ければ今回の事業計画に収まるものと思うが、団塊の世代に輪をかけて、急速なフレイルの増加が気になる。	参考意見	—